

福岡県公報

令和 3 年 3 月 23 日
第 185 号

目 次

告 示 (第354号 - 第365号)

- 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正 (福祉総務課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所 (所在地) の変更 (保護・援護課) 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 6
- 宅地建物取引業者の免許取消し (建築指導課) 6

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) 6

○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 8

告 示

福岡県告示第354号

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等 (令和 2 年 3 月福岡県告示第344号) の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 23 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第 2 の 1 の項(1)ア中「22,600円」を「22,300円」に、同イ中「17,300円」を「17,200円」に、同ウ中「15,400円」を「15,300円」に、同エ中「15,200円」を「15,300円」に、同キ中「22,500円」を「22,600円」に改める。

福岡県告示第355号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 23 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
田川 県 道	英彦山香春線	前	前	田川郡香春町大字柿下1330番1先から田川郡香春町大字中津原303番1先まで	6.4 ~ 17.0	1,054.8	
			前	田川郡香春町大字柿下1330番1先から田川郡香春町大字中津原293番30先まで	10.5 ~ 59.0	1,940.0	うち県道田川犀川線重用延長735.3メートル

		後	田川郡香春町大字柿下 1330番1先から 田川郡香春町大字中津 原303番1先まで	6.4 ～ 17.0	1,054.8	
		後	田川郡香春町大字柿下 1330番1先から 田川郡香春町大字中津 原293番30先まで	10.5 ～ 59.0	1,940.0	うち県道田 川犀川線重 用延長735.3 メートル

福岡県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	英彦山香春線	田川郡香春町大字中津原4番82先から 田川郡香春町大字中津原293番30先まで

福岡県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和元年5月福岡県告示第49号筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

小竹町

2 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道

3 事業施行期間

平成17年1月5日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和元年5月福岡県告示第49号の事業地中次の地内において事業地を変更する。

小竹町 勝野

字草場、字草場裏、字沓抜、字井樋ノ下及び字峯の一部

令和元年5月福岡県告示第49号の事業地に次の事業地を加える。

小竹町 新多

字十二割の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑生115	医療法人 伊藤医院	筑後市大字溝口1263	R 2・7・1

筑生114	寺崎脳神経外科	筑後市大字山ノ井754番地1	R3・2・1
飯生340	庄田整形外科	飯塚市楽市310-14	R3・2・1
京生144	いのうえ内科クリニック	京都郡苅田町神田町一丁目26-8	R3・2・1
宰生歯54	のぞみ歯科大佐野	太宰府市大佐野五丁目17-1	R3・2・1
朝倉生歯40	羽野歯科医院	朝倉市大庭3838-1	R3・2・1
春生薬77	白水ヶ丘薬局	春日市白水ヶ丘四丁目70番	R3・3・1
筑紫生薬97	ハート薬局	筑紫野市原田八丁目4番地1	R3・2・1
那珂生薬3	株式会社大賀薬局 ちくし那珂川病院前店	那珂川市仲二丁目8-1	R3・3・1
飯生薬180	ハッピー薬局 川津店	飯塚市川津266-2	R3・3・1
宗遠生薬14	株式会社大賀薬局 新水巻病院前店	遠賀郡水巻町立屋敷一丁目14-1	R3・3・1
豊生薬33	みちや薬局八屋支店	豊前市大字八屋1873-1	R3・2・1
宰生訪13	みのり訪問看護ステーション	太宰府市通古賀四丁目4-16 リバーサイド陶山101号室	R2・8・1
大野生訪14	Trust訪問看護	大野城市上大利二丁目7-14 第二オリエンタル山繁101	R3・1・1
嘉鞍生訪4	看護ステーションひまわり	鞍手郡小竹町大字勝野2939番地	R3・4・1
田川生訪31	ユートピア訪問看護リハビリステーション	田川郡赤村大字内田346-5	R3・3・1

福岡県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑生108	寺崎脳神経外科	筑後市大字山ノ井754-1	R3・1・31
飯生333	庄田整形外科	飯塚市楽市310-14	R3・1・31
京生142	いのうえ内科クリニック	京都郡苅田町神田町一丁目26-8	R3・1・31
粕生187	医療法人松尾耳鼻咽喉科医院	糟屋郡志免町志免中央三丁目1-20	R2・12・29
大生35	三里胃腸科内科医院	大牟田市三里町三丁目5-1	R3・2・6
宰生歯53	のぞみ歯科大佐野	太宰府市大佐野五丁目17-1	R3・1・31
朝倉生歯21	羽野歯科医院	朝倉市大庭3838-1	R3・1・31
筑紫生薬46	ハート薬局	筑紫野市原田八丁目4-1	R3・1・31

福岡県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
柳生歯32	医療法人中島歯科医院	中島歯科医院	柳川市西浜武1016-2	R2・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田生146	医療法人木村眼科 医院	田川市桜町13-11	田川市桜町13-8	R3・1・26

福岡県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
小生114	希みが丘クリニック	小郡市希みが丘二丁目19-12	R3・2・1
飯生307	いくたクリニック	飯塚市楽市659番地3	R3・1・31
筑紫生歯69	うえだ歯科医院	筑紫野市美しが丘南三丁目406-10	R3・2・8

福岡県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
糸島地生マ32	秀島 靖幸（ひでしま靖幸）	糸島市波多江駅南二丁目14-8	R3・3・1
田生柔80	山野 圭祐（やま整骨院）	田川市大字伊加利2011-26	R3・3・1
宗遠生柔48	村田 秀太郎（村田鍼灸整骨院）	遠賀郡遠賀町旧停二丁目1-19	R3・1・4
小生はき14	辻 真理子（からだすこやか治療院 小郡店）	小郡市井上1027番地5	R3・3・3

福岡県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
春生柔57	大齒 慎太郎（むさし鍼灸整骨院 春日院）	春日市下白水南一丁目163	R3・2・1
遠生柔5	村田 秀行（村田鍼灸整骨院）	遠賀郡遠賀町旧停二丁目1-19	R2・12・29
粕生柔152	岡田 幸長（ういんぐ鍼灸整骨院）	糟屋郡志免町志免四丁目14-3	R3・11・30

福岡県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

氏名（名称）又は住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
南筑後生マ2	井上 長士（真心堂） 八女郡広川町大字久泉933-3 ファミリーマンション広川406号室	井上 長士（真心堂） 八女郡広川町大字新代1628-1	R 1・10・1
南筑後生はき4	井上 長士（真心堂） 八女郡広川町大字久泉933-3 ファミリーマンション広川406号室	井上 長士（真心堂） 八女郡広川町大字新代1628-1	R 1・10・1

福岡県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年3月福岡県告示第245号福岡広域都市計画下水道事業粕屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

粕屋町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業粕屋町公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和2年3月福岡県告示第245号の事業地に次の区域を加える。

粕屋町 大字原町字原の下及び字野中の全部

大字阿恵字熊崎及び字鶴見塚の全部

大字仲原字ムタ田及び字熊崎の全部

原町四丁目の一部

令和2年3月福岡県告示第245号の事業地中次の地内において変更する。

粕屋町 大字江辻字江辻尾の一部

大字戸原字長田及び字馬苦勞の一部

大字阿恵字茶屋、字小浦及び字天神森の一部

酒殿一丁目の一部

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市中二丁目522番6、524番2、525番3、526番1、526番4、526番5、526番7から526番9まで、896番14、899番1、899番13、899番14、900番1、900番4並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市中二丁目5番5号
社会福祉法人悠生会
理事長 永沼 泰

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営浮羽地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和3年3月23日から 令和3年4月20日まで	うきは市役所

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、令和3年3月23日付けで次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

令和3年3月23日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(2) 第17413号	セカンド住販株式会社 代表取締役 松尾 辰明	福岡市博多区博多駅東2-4-30-506
福岡県知事(8) 第10833号	有限会社世紀 取締役 石川 美智子	福岡市中央区警固3-4-3

公安委員会

福岡県公安委員会告示第51号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和3年3月23日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年5月13日（木）から同年5月21日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年5月18日（火）から同年5月21日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

30名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和3年4月12日（月）から同年4月14日（水）までの午前9時00分から午後4

時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記 5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了

証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話 093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第 52 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により公示する。

令和 3 年 3 月 23 日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所

令和3年7月1日(木)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-------------	----------------------	-------------------------------------

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和3年7月2日(金)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

令和3年5月10日(月)から同年5月12日(水)までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。